

# 福島民報カップ 福島県ミドル(30歳以上)サッカーリーグ〈通称:Mリーグ〉規約

## 1. 本 部

(一財)福島県サッカー協会 第1種委員会 社会人連盟委員長宅

## 2. 運営責任者

- (1) 総括責任者 (一財)福島県サッカー協会 第1種委員会  
社会人サッカー連盟委員長 長谷川 正朋
- (2) 事務局担当 (一財)福島県サッカー協会 第1種委員会 委員
- (3) 各試合会場運営責任者 会場係チーム運営委員

## 3. リーグ参加資格

当該年度において(公財)日本サッカー協会に登録したチームに所属し、選手登録もしている事。  
また、当該年度4月1日現在の年齢が満30歳以上であること。

## 4. 参加料

本リーグ運営委員会により決定する。

## 5. 運営委員会

総括責任者、事務局、各チーム代表者、社会人サッカー連盟委員をもって構成する。

## 6. リーグの編成

第1回大会は、各地区より1チームの参加とし、第2回以降についてはこの限りではない。

(地区より複数のチームの参加を認める)

但し、第2回目以降も各地区より最低1チームは参加する。

6チームまでは、1リーグ2回戦総当りのリーグ戦とする。

7チームを超え10チームまでの場合は、2ブロック(1部/2部制)に分け、2回戦総当りのリーグ戦とする。この場合のグループ分けは、本リーグ運営委員会において決定する。

尚、新規に参加を希望するチームは、当該年度9月末日までに運営委員長に書面で連絡する。

## 7. リーグの入替え

1部最下位は、翌年度2部に降格する。

2部1位は、翌年度1部に昇格する。

## 8. 試合及び登録

(1) 当該年度(公財)日本サッカー協会規定の競技規則による。

(2) 試合時間は70分とし、ハーフタイムのインターバルは10分とする。

延長戦は行わない。

(3) エントリー選手の人数に制限はない。

(4) 試合球は、各チーム2個持ち寄りとする。モルテン社製を使用する。

(5) 選手の交代は自由とする。一度退いた選手も再び試合に出場することができる。

(6) ベンチに入る際には、予め書面をもって通告する。

(7) 退場を命じられた選手は、次の1試合は出場停止となる。

以後の処分については本リーグ規律委員会にはかる。

(8) 退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員の出場停止処分が本大会で消化できない場合は、以降の直近の公式戦に持ち越される。(他の大会をまたぐ場合など)

(9) 警告の累積が2となった選手は、次の1試合は出場停止となる。

また、年度2度目の累積となった選手は、本リーグ規律委員会にはかる。

- (10) 未登録者や、二重登録者等の不正選手が出場した場合、判明した時点で当該チームを失格とし、相手チームの勝ちとして試合を打ち切る。既に行った試合までは適用しない。この場合当該チームの懲罰については本リーグ規律委員会にはかる。
- (11) 試合成立人数は7名とし、6名以下の場合是不戦敗扱いとなる。
- (12) 外国籍選手は、1チーム5名までエントリーでき、1試合3名まで同時出場できる。
- (13) 背番号は選手固有のものとし、必ず本リーグに登録した番号のものを着用する。
- (14) ユニホームは、ゴールキーパーを含め異色の正副2着のユニホームを用意し、シャツの色彩については通常審判員が着用する黒色と容易に判別できる色でなければならない。ユニホームに自チーム以外のエンブレムやチーム名等が入っているものは使用できない。広告の表示については、(一財)福島県サッカー協会及び(公財)日本サッカー協会に申請し承諾を得たものでなければならない。  
また、背番号は選手固有のものとし、背及び胸に必ず着用しなくてはならない。  
(シーズンにおいて背番号の変更は認めない)
- (15) 選手のエントリー追加及び変更等については、別途定める「確認事項」による。
- (16) 各試合開始60分前にマッチコーディネーションミーティングを実施する。  
メンバー表(1部)と選手証を持参し提出する。  
出席者：会場責任者(当該地区1種委員長)、両チーム監督、審判団。  
選手証不携帯及び顔写真が入っていない選手証は無効とみなし試合への出場はできない。
- (17) ベンチについては、ホームチームが会場の本部からフィールドをみて左側とする。

## 9. 順位決定

試合の勝者は3点、敗者は0点、引分けの場合は両者に1点の勝点が与えられ、勝点の多い順に順位を決定する。但し、勝点合計が同じ場合は、以下の順により順位を決定する。

- (1) (得点-失点)の値が大きいチーム
- (2) 当該チームの対戦成績で上位のチーム
- (3) 総得点の多いチーム

\* (3) 項まで同じ場合は同順位とする

## 10. 組合せ及び日程

- (1) 組合せ及び日程は、本リーグ運営委員会において決定する。
- (2) チーム事情により日程を変更しなければならない場合は、本リーグ事務局に申請して、運営委員長の承認を得ることとする。

## 11. 表彰

各部の優勝チームには優勝カップ・賞状を授与する。  
各部2位、3位のチームに賞状を授与する。  
各部得点王、アシスト王を表彰し記念品を授与する。  
全チームの中からMVP(最優秀選手)、敢闘賞を選出し、記念品を授与する。  
また、全チームの中からフェアプレー賞を選出し表彰する。

## 12. 不戦敗について

0-5の負けとなり、シーズン終了後の順位を最下位とする。  
その後の処分については、本リーグ規律委員会にはかる。

### 13. 交流戦

運営委員会の決定により交流戦を開催することができる。  
詳細については別途定める。

### 14. その他

- (1) チームより帯同審判員を派遣（割当）することになる際には、必ず審判有資格者を派遣する。万一、不正が発覚した際には、その試合は無効となり、本リーグ規律委員会にはかる。
- (2) チームの試合結果を始め、得点・アシスト者一覧、出場停止者等を、(一財)福島県サッカー協会並びに同第1種委員会のホームページ上で開示する場合があるため、事前に選手からの承諾を得ておくこととする。
- (3) その他の協議事項は、本リーグ運営委員会において決定する。

### 附 則

この規約は平成19年1月27日（(財)福島県サッカー協会平成18年度第5回理事会承認日）から施行する。

平成22年 2月13日 一部改定

平成25年 3月10日 一部改定

平成26年 3月 9日 一部改定

平成27年 3月 8日 一部改定